

令和4年3月29日

持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドラインについて（談話）

公益社団法人全国自治体病院協議会
会長 小熊 豊

この度、総務省から、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が示されました。

これは、各都道府県において第8次医療計画の策定作業が令和5年度に行われることを踏まえ、各公立病院が早期に次期プラン策定に着手することを可能とするものであり、また、新興感染症や医師の時間外労働規制への対応など、公立病院の経営強化に必要な視点が盛り込まれており、評価します。

さらに、昨年12月に示された、公立病院経営強化のための地方財政措置（機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債（特別分）の延長・拡充、医師・看護師派遣等に係る財政措置の拡充、不採算地区病院への交付税措置の拡充継続、地方交付税措置の対象となる建築単価の上限の引上げ）についても、令和4年度から制度が開始されることについて、高く評価します。

一方、令和6年度からの医師の時間外労働規制への対応により、基幹病院においても十分な医師が確保できず、不採算地区病院等への派遣が困難となることが懸念されます。

国において、実効性・即効性のある医師確保・医師偏在対策を講じられるよう、改めて強く要望するものであります。

今後、各地方公共団体において公立病院経営強化プランを策定し、各公立病院において経営強化の取組が進められることとなりますが、総務省におきましては、引き続き、地域医療にとって重要な役割を担う公立病院を中心とした持続可能な地域医療提供体制の確保にご支援いただくことを切望します。

以上